



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-1

新「専利法審査指南」解説（連載）—専利権の期限補償について

Topic-2

最高人民法院知識産権法廷、成立 5 周年を迎えた

Topic-3

最高人民法院知識産権法廷、2023 年度の年度報告を公開

Topic-4

路浩ニュース：北京路浩代理案件、「北京知識産権発展典型案例」として選出

新「専利法審査指南」解説（連載）—専利権の期限補償について

新「専利法審査指南」の公表を受けて、CNIPA は、新「専利法審査指南」に対する公式解説の連載も発表した。本稿は、いくつかの回にわたって、新「専利法審査指南」に対する公式解説の連載の内容を紹介する。ただし、紹介内容の順番として、必ずしも CNIPA の刊行物の順番と厳密に一致しているわけでもないことをご了承ください。

期限補償の類型は、専利法第四十二条第二項による期限補償と専利法第四十二条第三項による期限補償に大きく二つに分かれる。

一、専利法第四十二条第二項による期限補償（発明専利の審査の遅延に対する期限補償）

専利法第四十二条第二項によると、「専利の出願日から起算して満4年、かつ実体審査請求日から起算して満3年後に発明専利が付与された場合、国務院専利行政部門が専利権者の請求に応じて、発明専利の権利付与プロセスにおける不合理な遅延について専利権の期間の補償を与える。ただし、出願人に起因する不合理な遅延は除外する。」

これを受け、新審査指南第五部分第九章に新たに2つの節を追加した。その内容の詳細は、請求の提起・補償期限の確定・審査・登記と公告の4つの側面を含む。

(1) 請求可能な時期

権利者は、公告日からの3ヶ月以内に提起することが可能である。

(2) 期限補償期間の確定

期限補償の期間は以下の算式で算出される。

$$\text{専利権期限補償期間} = (D_1 - D_2) - T_1 - T_2$$

D_1 は公告日；

D_2 は出願日より満4年間かつ審査請求日より満3年間の日、遅い方に準ずるが、審査請求は公開公報より早い場合、公開公報日を起算日にする；PCT出願の場合、出願日は中国国内移行日を指す。

T_1 は合理的な遅延の日数、例えば、権利所属紛争や財産保全手続を起因する審査の遅延の日数など；

T_2 は出願人による非合理的な遅延の日数、例えば、出願人による期限延長手続きの請求や遅延審査の利用など。

(3) 合理的な遅延

合理的な遅延の内容は、詳しく、以下のものを含む。

- ①拒絶査定不服審判の際の補正による遅延
- ②権利所属紛争または財産保全手続による遅延
- ③行政訴訟による遅延

(4) 出願人による非合理的な遅延

- ①期限延長請求による遅延：所定の期間内に審査意見通知書を応答せずに、期限延長を利用する場合、遅延日数は期限日から応答日までの期間となる。
- ②遅延審査の利用による遅延：審査が実際上遅延された日に準ずる。
- ③引用による補充による遅延：出願書類の補充に実際にかかった時間となる。
- ④権利回復手続きによる遅延：遅延日数は期限日から権利回復許可通知書は発行日までの期間となる。
ただし、当該遅延は CNIPA に起因することが証明できる場合は、不合理な遅延に加算されない。
- ⑤PCT 出願の国内移行時に、出願人が早期処理を請求しなかった場合、遅延日数は、移行日から 30 ヶ月の優先権期限日までの日数となる。

(5) 例外規定

同一主題の発明と実用新案を同日に出願した場合の発明出願は、期限補償の対象にならない。

二、専利法第四十二条第三項による期限補償（薬品専利に対する期限補償）

専利法第四十二条第三項によると、「新薬の発売承認審査にかかった時間を補償するために、中国で発売許可を得られた新薬に関連する発明専利について、国務院専利行政部門は専利権者の請求に応じて専利権の存続期間の補償を与える。補償の期間は 5 年を超えず、新薬発売承認後の専利権の合計存続期間は 14 年を超えないものとする」

これを受け、新審査指南第五部分第九章に新たに 3 つの節を追加した。

(1) 請求の条件

- ①当該専利権の公告日は、発売許可日以前でなければならないこと
- ②期限補償請求時は、当該専利権はまだ存続期間内であること
- ③当該専利権は、まだ新薬専利に対する期限補償を受けたことがないこと
- ④期限補償を請求する専利権の請求項に、発売を承認された新薬の技術案を含むこと
- ⑤一つの薬品に複数の専利権に係る場合、その内一つの専利のみに対し期限補償を請求できること
- ⑥一つの専利権に複数の薬品に係る場合、その内一つの薬品のみに対し期限補償を請求できること

(2) 請求できる主体

原則、薬品専利に対する期限補償は権利者が請求すべきであるが、権利者と発売許可所持者が異なる場合、権利者は発売許可所持者からの書面による同意を取得しなければならない。

(3) 請求可能な時期

原則、薬品の発売許可日から3ヶ月以内に提起することが可能である。

ただし、条件付き発売許可の場合、条件付き発売許可日を起算日とする。

(4) 補償の対象となる「新薬」の定義

新専利法と実施細則は「新薬」の概念について、とりわけ言及したわけではないため、現行の「薬品登録管理弁法」や「医薬品・医療機器の審査・承認制度改革についての意見書」に準拠することになる。

- ①化学医薬品は、革新的新薬・改良型新薬・ジェネリック薬・海外で発売されたが国内で発売されない薬品の4つの類型に分けるが、その内の**革新的新薬と改良型新薬**のいずれも、新薬に属する。
- ②生物学的製剤は、予防的生物学的製剤と治療的生物学的製剤に分け、それぞれ、革新的製剤・改良型製剤・国内または海外で既に発売されたワクチン（あるいは生物製品）に分けるが、その内の**革新的製剤と改良型製剤**のいずれも、新薬に属する。
- ③漢方薬は、革新的漢方薬・改良型漢方薬・古典名薬の合剤・同名同薬方薬に分けられ、その内の**革新的漢方薬**は新薬に該当する。

(5) 新薬専利に対する期限補償の適用範囲

しかし、新薬専利だからといって、すべてが期限補償の対象となるとは限らない。

期限補償の適用範囲は基本、以下の通りである。

- ①化学医薬品の内、既知有効成分をエステルにしてなる医薬品、もしくは、既知有効成分を塩にしてなる医薬品
- ②化学医薬品の内、既知有効成分を含む新適応症の医薬品
- ③予防的生物学的製剤の内、ワクチン株を改良してなるワクチン
- ④治療的生物学的製剤の内、新たな適応症を加える生物学的製剤
- ⑤漢方薬の内、新たな主要治療機能を加える漢方薬

また、新薬の有効成分に関する専利の場合、製品発明・方法発明・用途発明のいずれに対しても、期限補償の対象となり得る。

(6) 薬品専利に対する期限補償期間の確定

期限補償の事由が異なるため、発明専利の審査の遅延に対する期限補償と薬品専利に対する期限補償の「二重適用」は可能となる。そのため、補償の総期間を計算する際に、まず、発明専利の審査の遅延に対する期限補償の期間を算出し、その上、薬品専利に対する期限補償期間を加算し、有効期限を確定することになる。

その計算の図式は、以下の通りである。

薬品専利に対する期限補償期間 = $D_3 - D_4 - 5$ （期限補償期間は最大 5 年間とする）

発明専利の総有効期限 = $D_5 - D_3 +$ 専利権に対する期限補償期間 + 薬品に対する期限補償期間（有効期限は最大 14 年とする）

D_3 は薬品の発売許可日

D_4 は出願日

D_5 は 20 年間の権利有効期間の満了日

今回の内容の詳細は、CNIPA の公式サイトに参照

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/1/18/art_2199_189879.html

最高人民法院知識産権法廷、成立 5 周年を迎えた

2019 年 1 月 1 日、最高人民法院知識産権法廷が正式に発足し、最高法院レベルで設立された世界初の知的財産権専門の裁判機関となり、全国の専利、独占禁止、その他の知的財産権案件裁判の終審機関として機能している。

2024 年になり、最高人民法院知識産権法廷が成立 5 周年を迎えることになった。成立 5 周年をきっかけに、2024 年 2 月 22 日に、最高人民法院知識産権法廷は、記者会見を開催し、過去の 5 年間の成果と実績を発表した。

2023 年 12 月 31 日まで、最高人民法院知識産権法廷が、計 1.89 万件余りの案件を受理し、その内の 1.57 万件余りを審決した。民事実体案件の内、下級審の判断を覆した案件の割合は 19.6%となり、調停により取り下げられた案件は 37.0%を占めて、最高人民法院知識産権法廷成立以前と比べて、右肩上がりとなっていた。民事実体案件と行政実体案件の差戻し審の割合はそれぞれ、1.2%と 0.15%となり、最高人民法院知識産権法廷成立以前と比べて、遥かに下回る。その上、以下の通り、いくつかの成果が挙げられている。

1. 賠償金額の増加

最高人民法院知識産権法廷は、知的財産権をより厳密に保護することを理念として堅持し、悪意ある権利侵害行為を厳しく制裁し、懲罰的損害賠償も活用するようになった。

一つ目の動きとして、高額な賠償金は多く見受けられることである。メラミン樹脂の発明専利に対する技術秘密侵害事件では、最高人民法院知識産権法廷は第二審において、侵害者に対し、権利者への 6.58 億人民元の損害賠償を命じた。この金額は、今まで中国における知的財産権にかかわる損害賠償の最高金額である。本事件以外でも、ゴムの老化防止剤に対する技術秘密侵害事件、ディーゼルエンジン技術秘密許可事件や WAPI 通信方法にかかわる専利権侵害事件などでも、1 億人民元以上の高額賠償が認められた。

二つ目の動きとして、懲罰的損害賠償の適用開始である。ポリアクリル酸にかかわる技術秘密侵害事件では、実際の損害額の 5 倍の 3000 万人民元の懲罰的損害賠償が適用された。当該案件は、最高人民法

院知識産権法廷レベルで初の懲罰的損害賠償適用である。2023 年の 1 年間、最高人民法院知識産権法廷は計 8 件の案件で、懲罰的損害賠償を適用した。

三つ目の動きとして、外国の権利者にたいしても、平等な保護を与えることである。外国の権利者の主張も次々と受け入れられ、高額な賠償が認められたケースもある。

2. 公平な市場秩序を守ること

専利権などの知的財産権の保護と同時に、独占禁止と反不正競争の機能を果たし、公平な市場秩序の構築に力を入れた。

まず、過去 5 年間、最高人民法院知識産権法廷は計 146 件の独占禁止法案件を審決した。水平型独占協定の自発的参入者は独占禁止法の救済対象ではないこと；潜在的取引制限行為でも、独占禁止法が禁止する独占行為に該当し得ること；公営の基本的葬儀サービスの提供を拒否することは独占禁止法が禁止する独占行為に該当することなど、独占禁止法に関する重要な裁判原則を示した。

その上、最高人民法院知識産権法廷は技術秘密に対する保護を強化する傾向を示した。技術秘密保護の脆弱な領域では、挙証責任の逆転を活用し、権利者の立証責任が軽減された。過去 5 年間、最高人民法院知識産権法廷は計 437 件の技術秘密侵害案件を受理し、その内の 304 件を審決した。前記のメラミン樹脂の発明専利に対する技術秘密侵害事件と、ゴムの老化防止剤に対する技術秘密侵害事件のいずれも賠償金額が 1 億人民元を超えた重大案件である。また、裁判例を通して、信義則違反で既に融資を受けた技術秘密をもって他社と業務提携し、元の会社に損害をもたらすような行為は不正競争行為に該当すること；育種材料としての親本は技術秘密として保護を受けられることなどの原則を示した。

3. その他の改革措置

最高人民法院知識産権法廷は下級法院に対する監督指導体制を強化し、裁判規則をまとめ、年度報告・裁判要旨・典型案例を継続して発表し、人民法院の案例データベースを作成し、裁判官用の教育教材の編集を行った。

最高人民法院知識産権法廷の提唱で、「全国法院技術調査人材データベース」が設立され、技術に対する調査制度も健全化された。現時点では、データベースに収録された技術調査の専門家は、719 人となり、2023 年、必要に応じて、全国に 55 人・回の技術調査専門家が派遣された。

裁判官会議制度が活用されるようになった。過去 5 年間、最高人民法院知識産権法廷は計 271 回の裁判官会議を召集し、1406 件の案件について討論を行った。裁判官会議は、裁判基準の統一に大きく貢献

した。

業務のデジタル化も進んでいる。2023 年、93.3%の案件の上訴移送手続はオンラインで処理された。また、移送までの時間は 1 日間まで短縮された。過去 5 年間、最高人民法院知識産権法廷のオンライン審理の案件数は、計 9565 件となった。全面的に電子送達が行われ、送達の成功率は、96.1%であり、送達までの平均時間は 0.69 日間である。

また、今回の記者会見の後の 2024 年 2 月 23 日に、最高人民法院知識産権法廷の公式サイトには、成立 5 年間の影響力ある 10 大案件と 100 件の典型事例も発表された。

出所：

<https://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-2826.html>

<https://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-2783.html>

記者会見の詳細の内容について、國務院新聞弁公室の公式サイトに参照

<http://www.scio.gov.cn/live/2024/33342/index.html#1>

最高人民法院知識産権法廷成立 5 周年影響力ある 10 大案件の詳細について、中国法院網に参照

<https://www.chinacourt.org/article/detail/2024/02/id/7813631.shtml>

最高人民法院知識産権法廷成立 5 周年 100 件の典型事例の詳細について、中国法院網に参照

<https://www.chinacourt.org/article/detail/2024/02/id/7813628.shtml>

最高人民法院知識産権法廷、2023 年度の年度報告を公開

最高人民法院知識産権法廷は、2024 年 2 月 23 日に、2023 年度の年度報告を公開した。2023 年度の最高人民法院知識産権法廷の主要成果は、成立 5 周年の実績の部分と重なる部分もあるため、ここで割愛とするが、詳細は本号の Topic2 をご参照ください。本稿は、2023 年度の案件のデータを中心に、簡単な紹介を行う。

1. 案件の基本状況

2023 年、最高人民法院知識産権法廷は計 7776 件の技術的知的財産案件と独占禁止案件を受理した。その内、新規案件は 5062 件、既存案件は 2714 件である。審決の案件は 4562 件である。2022 年と比べ、受理案件数は 25.8%増であり、審決案件数は 31.5%増である。

2023 年、最高人民法院知識産権法廷が受理した案件の内、新規の民事実体案件の二審は 3222 件であり、発明専利に対する権利侵害紛争は 687 件、実用新案専利に対する権利侵害紛争は 1125 件、権利の所属に関する紛争は 285 件、植物新品種権に関する紛争は 168 件、集積回路設計図に関する紛争は 2 件、技術秘密に関する紛争は 113 件、ソフトウェアに関する紛争は 704 件、技術的知的財産契約に関する紛争は 14 件、独占禁止に関する紛争は 25 件である。

2023 年、最高人民法院知識産権法廷が受理した案件の内、新規の行政実体案件の二審は 1277 件であり、発明専利に対する拒絶査定不服審判に関する紛争は 296 件、発明専利に対する無効請求に関する紛争は 365 件、実用新案専利に対する拒絶査定不服審判に関する紛争は 46 件、実用新案専利に対する無効請求に関する紛争は 330 件、意匠専利に対する拒絶査定不服審判に関する紛争は 7 件、意匠専利に対する無効請求に関する紛争は 139 件、植物新品種権に関する行政紛争は 3 件、独占禁止に関する行政紛争は 19 件である。

2. 判決の状況

2023 年、最高人民法院知識産権法廷の審決の案件は 4562 件である。その内、原審判決が維持された案件数は 2260 件、全体の 49.5%を占め、訴訟取下の案件数は 981 件、全体の 21.5%を占め、調停を受けた案件数は 368 件、全体の 8.1%を占め、下級審差戻しの案件数は 10 件、全体の 0.2%を占め、原審判決覆しの案件数は 892 件、全体の 19.6%を占めている。

2023年、最高人民法院知識産権法廷の審決の案件の内、民事実体案件の二審は3086件である。その内、原審判決が維持された案件数は1082件、全体の35.1%を占め、訴訟取下の案件数は798件、全体の25.9%を占め、調停を受けた案件数は368件、全体の11.9%を占め、下級審差戻しの案件数は10件、全体の0.3%を占め、原審判決覆しの案件数は792件、全体の25.7%を占めている。

2023年、最高人民法院知識産権法廷の審決の案件の内、行政実体案件の二審は911件である。その内、原審判決が維持された案件数は740件、全体の81.2%を占め、訴訟取下の案件数は86件、全体の9.4%を占め、原審判決覆しの案件数は85件、全体の9.3%を占めている。

3. 渉外案件の状況（香港・マカオ・台湾を含む）

2023年、最高人民法院知識産権法廷が受理した案件の内、新規の渉外案件の数は490件である。2022年と比べ、受理案件数は7.2%増であり、全体案件数の9.7%を占めている。全490件の内、海外と関わる案件の数は421件、中国の香港・マカオ・台湾地域に関わる案件の数は69件である。全490件の内、民事案件の件数は246件、行政案件の件数は244件である。審決の渉外案件の件数は391件であり、2022年と比べ5.1%増であり、審決の案件の総件数の8.6%を占めている。

年度報告の全文は、最高人民法院知識産権法廷の公式サイトにて確認可能

<https://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-2789.html>

路浩ニュース：北京路浩代理案件、「北京知識産権発展典型案例」として選出

北京知識産権保護協会は、1 月中に、「北京知識産権発展典型案例」を発表した。北京路浩法律事務所の代理案件の「商標 SWIFT 異議申立事件」は、典型案例として選出された。

「SWIFT」は国際銀行間通信協会の略称であり、SWIFT システムは国際銀行間通信協会が運営するグローバル的に使用されている国家間決算システムであり、世界的に高い知名度を誇っている。「SWIFT」という文字列も中国で商標登録されている。北京路浩法律事務所は、商標「SWIFT」の権利者である国際銀行間通信協会の依頼を受け、中国における計 8 件の類似商標に対し、異議申立を行い、権利侵害の疑いのある商標の登録を見事に阻止した。



表彰式現場

本件は、中国政府が外国の権利者の権利も積極的に保護し、公平な競争環境を維持するという意欲を示した同時に、北京路浩の渉外商標チームの高度な専門性も示した。

本件以外に、北京路浩は現在でも、海外の権利者から依頼された商標権侵害紛争を複数代理しており、これから、渉外商標の分野にて、更なる活躍を実現できるであろう。